

豊橋市告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、令和6年1月22日に豊橋市条例制定請求書の提出があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求代表者の住所及び氏名並びに請求の要旨を次のとおり告示する。

令和6年1月22日

豊橋市長 浅井 由 崇

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

住所	氏名
豊橋市 [住所隠蔽]	佐藤 清 純
豊橋市 [住所隠蔽]	藤 田 茂 樹
豊橋市 [住所隠蔽]	石 川 淳 子
豊橋市 [住所隠蔽]	伊 藤 政 志
豊橋市 [住所隠蔽]	奥 官 芳 子
豊橋市 [住所隠蔽] [住所隠蔽]	新 免 英 俊
豊橋市 [住所隠蔽]	杉 浦 満
豊橋市 [住所隠蔽]	鈴 木 正 廣
豊橋市 [住所隠蔽]	保木井 秀 雄
豊橋市 [住所隠蔽]	水 谷 津太枝
豊橋市 [住所隠蔽]	山 口 倫 世

2 請求の要旨

豊橋市は、令和4年5月30日に多目的屋内施設（以下「新アリーナ」という。）の整備計画地として豊橋公園を選定し、整備に向けて基本計画の策定を進めてきました。

その後、令和5年8月18日に「多目的屋内施設整備基本計画」を公表し、また9月5日には「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業 実施方針（案）」と「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業 要求水準書（案）」を公表するなど、整備運営事業者選定に向けて準備を進めています。

令和2年11月の豊橋市長選挙で、選挙の大きな争点の一つとなった「新アリーナを豊橋公園に建設する」ことを推進してきた前市長は落選しました。しかしその後、前述の通り豊橋市は前市長と同様に豊橋公園を建設候補地とした新アリーナ建設計画を進めていま

す。更に、前回の市長選挙以降、豊橋市民が豊橋公園の新アリーナ建設計画についてその是非を判断する機会は与えられていません。

私たちは、豊橋公園の新アリーナ建設計画とそれに伴う豊橋球場の移転は、豊橋市民が是非を判断すべき重要な事項であると考えています。

わが国は間接民主制の政治形態を原則としていますが、実務解説「直接請求制度」(直接請求実務研究会編集)では「間接民主制による地方自治行政の運営が、時として住民の意思から遊離し、又は住民の意思に反して代表者の恣意・独断によって行われ、住民の福祉に反する結果をもたらすようなおそれもないわけではない。そのため地方自治法は、そのような場合に、従来のような国の地方自治行政に対する後見的な制度としてではなく、間接民主制に伴う欠陥を補完し住民自治の理想を実現するため、直接民主制の一方法として、住民に直接自己の意思を表示する途を与える直接請求制度を採用している」と述べています。

私たちは直接請求制度の趣旨にしたがい、新アリーナ建設の賛否を問う住民投票を実施するよう、住民投票条例の制定を請求します。